

社会医療診療行為別調査の概要

平成26年12月5日

厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課社会統計室

社会医療診療行為別調査の概要

【調査の目的】

この調査は、医療保険制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の対象】

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に提出され、審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を調査の対象としている。

なお、電子化された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書については、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム（以下、「NDB」という。）に蓄積されたものを利用している。

【調査の客体】（平成26年調査）

医科病院、医科診療所及び歯科病院の診療報酬明細書並びに調剤報酬明細書は、NDBに蓄積されている全ての明細書とし、歯科診療所の診療報酬明細書は、抽出されたNDB及び紙の明細書とする。

【調査の時期】 毎年6月審査分

【調査の事項】

診療報酬明細書…年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

調剤報酬明細書…年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

社会医療診療行為別調査にかかるレセプト情報・ 特定健診等情報データベースの活用について

【NDBを活用する目的】

調査精度の向上を図ることにより、診療報酬改定作業における基礎資料等のより適切な作成に資する。

社会保険診療報酬支払基金
(基金支部)

国民健康保険団体連合会
(国保連合会)

「高齢者の医療の確保に関
する法律」に基づく提出

レセプト情報・特定健診
等情報データベース
(NDB)

歯科診療所の抽出された
紙レセプトを収集
【統計法上、調査票情報と
しての位置づけ】

医科病院、医科診療所、歯科
病院、保険薬局の電子レセプト
全て及び歯科診療所の抽出さ
れた電子レセプトを利用
【統計法上、行政記録情報と
しての位置づけ】

厚生労働省大臣官房統計情報部

社会医療診療行為別調査のNDB活用の経緯

平成22年調査まで「社会医療診療行為別調査」は医科（病院、診療所）、歯科（病院、診療所）及び保険薬局は、各抽出率に従って支払基金支部及び国保連合会から紙レセプトの写しを収集し調査を実施



【平成21年4月診療分より電子レセプトがNDBに蓄積】



平成23年調査より、医科病院及び保険薬局について、NDBに蓄積された電子レセプト全てを利用



平成25年調査より、医科診療所について、NDBに蓄積された電子レセプト全てを利用



平成26年調査より、歯科病院について、NDBに蓄積された電子レセプト全てを利用
※現時点では、歯科診療所はNDB及び紙レセプトから抽出したレセプトを利用

平成25年調査(同年6月審査分)の客体数

	施設数	調査客体件数(レセプト件数)		
		総数	一般医療	後期医療
医科	81 676	80 685 927	60 103 606	20 582 321
病院	8 445	23 248 431	16 010 500	7 237 931
診療所	72 976	57 271 717	43 967 117	13 304 600
歯科	2 903	75 163 (29 467)	58 083 (23 168)	17 080 (6 467)
保険薬局	51 927	49 384 490	36 290 039	13 094 451

注：1) 「医科」には、データ上で「病院」「診療所」別を取得できなかったものを含む。

2) 「歯科」の()内は、紙レセプトの件数である。